

初任者研修 実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条第1項に規定する初任者研修（以下「初任者研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(初任者研修の目的)

第2条 初任者研修は、新任教諭に対し、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

(対象)

第3条 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に新たに採用された教諭（政令指定都市教育委員会及び中核市教育委員会が所管する小学校等の教諭を除く。）とする。

2 次に掲げる者は、初任者研修の対象から除く。

(1) 臨時的に採用された者

(2) 教諭、助教諭又は常勤講師として学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校又は私立学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認める者

(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第3項に規定する特別免許状を有する者

(研修の受講)

第4条 初任者は、その勤務する小学校等において当該小学校等の校長（以下「校長」という。）が実施する研修（以下「校内研修」という。）を受講するとともに、校外において岡山県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）等が実施する研修（以下「校外研修」という。）を受講するものとする。

2 校内研修は、年間150時間程度（25週、週6時間程度）実施するものとし、校外研修は、年間15日程度実施するものとする。

(修了の認定)

第5条 研修の修了は、次の条件を満たした者について認定する。

(1) 研修への出席状況が良好な者

(2) 研修の目的が達成できたと認められる者

(研修方式)

第6条 県教育委員会は、初任者研修の実施校のうち、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に、原則として初任者6人に1人の割合で校内研修の指導に従事する専任の教員（以下「拠点校指導教員」という。）を配置するものとし、校内に校内研修を円滑かつ効果的に実施するための調整を行う教員（以下「校内指導教員」という。）を置く。（この方式を「拠点校方式」という。）

2 県教育委員会は、初任者研修の実施校のうち、拠点校指導教員の配置が困難な小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びにすべての高等学校及び中等教育学校の後期課程に、当該小学校等で校内研修の指導を行う教員（以下「指導教員」という。）を置くとともに、必要に応じて校内研修で教科に係る指導を行う教科指導員を置く。（この方式を「従来方式」という。）

(責務)

第7条 初任者が所属する小学校等を所管する教育委員会（以下「所管の教育委員会」という。）は、当該初任者について、年間研修計画等に従い、初任者研修を受けさせるものとする。

第2章 研修の実施体制

(年間研修計画)

第8条 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。

- 2 年間研修計画には、第4条第2項に規定する基準に従い、校内研修及び校外研修の項目、実施時期その他必要な事項を定める。
- 3 県教育委員会は、年間研修計画の作成に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。

(校内研修の運営)

第9条 校長は、第8条に規定する年間研修計画に基づき、校内研修及び校外研修の年間計画を作成し、指導教員（拠点校方式の拠点校指導教員、校内指導教員及び従来方式の教科指導員を含む。以下「指導教員等」という。）を中心とする協働的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付けるものとする。

- 2 指導教員等は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、校内研修年間計画に従い、初任者に対して指導及び助言を行うものとする。
- 3 拠点校方式の初任者研修の実施校において、拠点校指導教員は、校内指導教員と連携し、校内研修の状況を把握するとともに、年間を通して系統的かつ組織的な研修が行われるように配慮する。
- 4 拠点校方式の初任者研修の実施校において、校内指導教員は、校長、副校長及

び教頭の指導の下に、校内研修年間計画に従い、研修の形態及び担当教員を調整するとともに、拠点校指導教員に校内研修の状況を報告するものとする。

5 指導教員等以外の教員は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、校内研修年間計画に従い、指導教員等と連携しつつ、初任者の指導及び助言に当たるものとする。

6 校長は、初任者が校外研修を受ける間、その授業が非常勤講師等によって適切に行われるように配慮するものとする。

(連絡協議会)

第10条 総合教育センターは、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長及び指導教員等の連絡協議会を開催する。

第3章 研修の手続

(初任者研修参加申込書)

第11条 校長は、初任者の初任者研修への参加に当たり、研修教員報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

(校内研修計画書及び校内研修報告書)

第12条 校長は、校内研修計画書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

2 校長は、研修の実施状況について、校内研修報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

3 所管の教育委員会は、前二項の規定により提出のあった計画書及び報告書について、研修の充実の観点から適切な指導を行うものとする。

第4章 雑則

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、初任者研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに実施する従来方式による初任者研修は、第5条第2項の規定にかかわらず、県教育委員会が別に定めるところにより実施することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。